

有資格業者名	措置期間	適用条項	備考
東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵便株式会社 代表取締役社長 小池 信也	令和8年6月29日 から 令和8年7月28日 まで (1か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第2条第1項(別表第2第13号)	左記業者の元社員は、郵便物の回収業務の委託を巡り、入札で便宜を図る見返りに業者から賄賂を受け取ったとして、令和8年5月20日、日本郵便株式会社法違反(加重収賄)の疑いで警視庁に逮捕された。
神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5 富士通Japan株式会社 代表取締役社長 長堀 泉	令和8年6月29日 から 令和8年7月28日 まで (1か月)	館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領 第2条第1項(別表第2第13号)	左記業者の元社員は、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。